

住生活基本計画(全国計画)の見直しについて

「住宅建設五箇年計画」(閣議決定)

住宅建設計画法(昭和41年法律第100号)に基づき、昭和41年度より8次にわたり策定され、5年ごとの公的住宅の建設戸数目標を位置付け。

「住生活基本計画」(閣議決定)

住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき、平成18年9月に策定され、これまでに3度、おおむね5年ごとに変更。
(平成21年3月一部変更、平成23年3月全部変更、平成28年3月全部変更)

社会経済情勢の著しい変化

住宅ストックの量の充足
少子高齢化、人口減少

新たな住宅政策への転換

住宅の「量の確保」から
住生活の「質の向上」へ

「住生活基本計画」の見直し

住生活基本計画は、計画期間を10年間として策定し、おおむね5年後に見直し、変更を行うこととしている。次回の変更(令和3年3月めど)に向けて、現行の住生活基本計画について見直しを行う。

○住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定)(抄)

第4 施策の総合的かつ計画的な推進 (5) 政策評価の実施と計画の見直し

② 政策評価や社会経済情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年後に計画を見直し、所要の変更を行う。

○住生活基本法(平成18年法律第61号)(抄)

第一条 この法律は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十五条 (略)

3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、(略) 社会資本整備審議会及び都道府県の意見を聴かななければならない。

6 前三項の規定は、全国計画の変更について準用する。

住生活基本計画(全国計画)の見直しの経緯

平成18年9月19日閣議決定
(計画期間:平成18年度から平成27年度まで)

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
並びにその達成のために必要な基本的な施策

- 1 良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継
- ① 住宅の品質又は性能の維持及び向上
 - ② 住宅の合理的で適正な管理等

- 2 良好な居住環境の形成
- 3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

- 4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

平成23年3月15日閣議決定
(計画期間:平成23年度から平成32年度まで)

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
並びにその達成のために必要な基本的な施策

- 目標1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築
- ① 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 → 目標4、目標5、目標8
 - ② 住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備 → 目標1~3、目標8
 - ③ 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案 → 目標4、目標5、目標7
 - ④ 移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成 → 目標1~3、目標8

- 目標2 住宅の適正な管理及び再生 → 目標4、目標5
- 目標3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

- ① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備 → 目標4、目標5、目標7
- ② 将来にわたり活用される良質なストックの形成 → 目標4、目標5、目標7
- ③ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消 → 目標1~3、目標6、目標8

- 目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 → 目標1~3

平成28年3月18日閣議決定
(計画期間:平成28年度から令和7年度まで)

第2 目標と基本的な施策

【居住者からの視点】

- 目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- 目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
- 目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

【住宅ストックからの視点】

- 目標4 住宅すざろくを超える新たな住宅循環システムの構築
- 目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
- 目標6 急増する空き家の活用・除却の推進

【産業・地域からの視点】

- 目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長
- 目標8 住宅地の魅力の維持・向上